

見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1．制度の名称（通称可）	宅地造成工事の完了検査制度
2．根拠法令	宅地造成等規制法第12条
3．担当部署名	国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室（宅地防災係）
4．当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度 該当なし。</p> <p>(2)改正内容 該当なし。</p> <p>(3)背景事情 該当なし。</p>
5．今回の見直し作業の結果	現行制度を維持する必要があると判断。
見直し作業の実施方法	
5-1．国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか	<p>(1)検討結果 地方公共団体が関与した仕組みとして維持する必要がある（国による関与はない）。</p> <p>(2)理由 宅地造成等規制法が規制の対象としている宅地造成工事は、長期にわたる事業計画のものが多く、通常、工区分けをして工事が完了した区域から順次完了検査を行っている。中には、事業者の資金の行きづまり等の問題から工事が中断し、防災上危険な状態で放置されている事例も数多く見られ、許可権者による許可取消も含めた適切な進行管理が求められるところであり、事業者からの届出によって、機械的に第三者機関が完了検査を行うのみでは事業に伴う災害の防止は図れない。</p>

<p>5 - 2 . 自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況</p>	<p>(1)検討結果（選択式）</p> <p>a : 自己確認・自主保安化を行った。</p> <p>b : 第三者認証化を行った。</p> <p>c : 国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。</p> <p>(2)上記の説明</p> <p>現行制度を維持する。</p> <p>(3)理由</p> <p>5 - 1 . (2) と同じ理由。</p>
<p>5 - 2 . においてcを選択した場合</p>	
<p>指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとして いるものについては、当該 検査機関等として公益法人 要件を課しているかどうか</p>	<p>(1)公益法人要件の有無</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p>
<p>自己責任の考え方に基づ いた仕組み（自己確認・自 主保安化や、優良事業所等 のインセンティブ制度を指 すものとする。）とすること ができないと判断した根 拠等</p>	<p>(1)根拠</p> <p>5 - 1 . (2) と同じ理由。</p> <p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか</p> <p>5 - 1 . (2) と同じ理由。</p>
<p>指定検査機関等の指定の 条件の国際基準との整合性</p>	<p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。）</p> <p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明）</p>

5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等	
国際整合化（基準の基礎（性能規定化している場合にあつては、参照基準）として国際規格を用いているか）。	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>海外の開発行為等に係る完了検査制度について現在調査中。</p>
性能規定化	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>5 - 1 . (2) と同じ理由により性能規定化は困難と考えている。</p>
重複検査の排除等	検討結果及び背景説明について記載。